【別紙1】PTA 規約見直し案 現状の活動内容に合致しないものを改め、多忙な保護者の負担にならないよう、楽しんで PTA 活動に参加できるよう、以下見直し案を提起します。

	テーマと概要	改定前	改訂後案
1	文化委員の活動目的と内容	第 24 条 〈委員会〉	第 24 条 〈委員会〉
		2. 文化委員会	2. 文化委員会
	(1)目的が現状と合致しない。	文化委員会は、各学年から選出された委員で構成し、互選	文化委員会は、各学年から選出された委員で構成し、互選
	イベント企画は負担。(活動の	によって委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。委員の選	によって委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。委員の選
	例としては給食試食会、学校	出方法と人数については細則に記す。	出方法と人数については細則に記す。
	の文化行事のサポートなど)	文化委員会は、 会員の教養を高め、サークル活動の支援を	文化委員会は、 生活が多様化する中で、効率良く、気軽に、
	(2)サークルは独立して活動い	行うことを目的とする。各サークルはこの委員会に属する。	安全に、会員同士、会員と学校が情報交換や交流を行う環
	るため現状と合致しない。		境を創ることを目的とする。各サークルはこの委員会に属
			+5.
	1(2)について、図表にも明記	第6章 役員および会計監査委員	第6章 役員および会計監査委員
2	相談役の設置	第 11 条 〈役員〉	第 11 条 〈役員〉
	作吹伐が成し	本会の役員は、以下の人数以上で構成する。 1. 会 長 1名 (P)	本会の役員は、以下の人数以上で構成する。 1. 会 長 1名 (P)
	小具色担权はのため 20.月27 11.11	 会 長 1名 (P) 副会長 3名 (P2・副校長) 	1. 会 長 1名 (P) 2. 副会長 3名 (P2・副校長)
	役員負担軽減のため、役員経験なののの(方式は、AR)な	3. 書記 3名 (P2·T1)	3. 書記 3名 (P2·T1)
	験者 OB/OG (卒業生父母) を	4. 会 計 3名 (P2·T1)	4. 会計 3名 (P2·T1)
	相談役として会長が任命でき	会 長	5. 相談役 若干名 (必要に応じて会長が任命)
	るようにする。		会 長
		会計監査 役 員 会 推薦委員	会計監査 役員会 相談役 推薦委員 3. 相談役
		運会委員会	運会委員会
		学年 学級代表	学年 委員会 学級代表 広文校報 4 女校報

	テーマと概要	改定前	改訂後案
3	運営委員会	第 21 条 〈運営委員会〉	第 21 条 〈運営委員会〉
		運営委員会は、次の通り構成され、 <u>原則として毎月1回開</u>	運営委員会は、次の通り構成され、 <u>必要に応じて開くもの</u>
	(1) 基本的に毎月開催は多い	<u>くものとする</u> 。運営委員会は総会につぐ、議決機関とす	とする (年4回程度;初回顔合せ、総会前、次年度役員公
	のではないか?	る。	<u>示、次年度役員承認ほか)</u> 。運営委員会は総会につぐ、議
	(2) 構成は監査委員(必要に応	1. <構成>	決機関とする。
	じて)およびサークルを加	運営委員会は、役員・学級代表・専門委員会の正副委員長	3. <構成>
	え、代理可能にすべきでは	および学年主任で構成する。	運営委員会は、役員・会計監査委員(必要に応じて出席可
	ないか?	2. <任務> (略)	能)、学級代表・専門委員会の正副委員長・サークル代表
			<u>(またはその代理)</u> および学年主任で構成する。
			<任務> (略)
4	会計監査員切り離し	【推薦委員内規】	【推薦委員内規】
		1. 各学級より役員候補2名以上の選考の協力を全会	1. 各学級より役員候補2名以上の選考の協力を全会
	会計監査が本来の業務を遂行	員に呼びかける。	員に呼びかける。
	するため、2019年度より役員	2. 推薦委員は役員候補にはなれない。ただし、推薦委	2. 推薦委員は役員候補にはなれない。ただし、推薦委
	活動は行なわない。(元来、会	員の互選により選ばれた場合は、この限りではな	員の互選により選ばれた場合は、この限りではな
	計監査委員は役員ではない)	い。	٧٠°
	従来、推薦委員に推挙された	3. 現役員が、役員候補を推薦することもある。	3. 現役員が、役員候補を推薦することもある。
	候補者間で役員役職または会	4. 推薦委員会が役員候補を推薦することもある。	4. 現役員が、会計監査員候補を推薦することもある。
	計監査を決めていたが、今後	5. 内規は必要に応じて運営委員会にて協議変更する	5. 推薦委員会が役員候補を推薦することもある。
	は役員候補者と会計監査候補	事ができる。	6. 内規は必要に応じて運営委員会にて協議変更する
	者を分けて選出する。		事ができる。
	そのため、内規も役員と会計		
	監査を分ける必要あり。		